

平成30年10月22日

総合教育会議 会議録

(平成30年度 第3回総合教育会議)

開会 平成30年10月22日(月) 閉会 平成30年10月22日(月)

15時30分

17時13分

場所 西宮市役所本庁舎4階 442会議室

出席者	西宮市長 石井 登志郎	副市長 掛田 紀夫		
	教育長 重松 司郎	副市長 北田 正広		
	教育委員 前川 豊	政策局長 田村 比佐雄		
	教育委員 岩本 佳菜子	教育次長 山本 英男		
	教育委員 側垣 一也	教育次長 大和 一哉		
	教育委員 長岡 雅美	防災危機管理局長 丸岡 五郎		
		こども支援局長 佐竹 令次		
事務局	職	氏名	職	氏名
	政策総括室長	楠本 博紀	人事担当参与	八橋 徹
政策総務課長	安座間 昌三	教育総括室長	村尾 政義	
政策総務課係長	時岡 誠治	教育総務課長	薩美 征夫	
政策総務課副主査	森田 光彦	教育企画課長	河内 真	
		教育企画課係長	瀧井 佑介	
		社会教育部長	上田 幹	
		学校改革部長	津田 哲司	
		学校教育部長	佐々木 理	
		学校教育課長	木戸 みどり	
傍聴者数	5名			

平成30年度 第3回総合教育会議

日時：平成30年10月22日（月）

於：西宮市役所本庁舎4階

442会議室

開会 15時30分

○事務局 ただいまから、平成30年度第3回目の総合教育会議を開催いたします。

開会に先立ちまして、会議の出席者に関し、委員の皆様にお伺いをいたします。運営要綱第5条第3項、会議は副市長、政策局長、教育次長の出席を求めることができるとの規定に基づき、本会議に副市長、政策局長、教育次長の出席を、第5条第4項、会議は協議を行うにあたって、必要と認めるときは関係者または学識を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができるとの規定に基づき、関係者としてこども支援局長、防災危機管理局长が出席することについて、構成員である委員の皆様には御異議はないでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の傍聴に関して、委員の皆様にお伺いをいたします。地方教育行政法第1条の4第6項では、総合教育会議は公益上の必要があると認められる場合を除き、原則公開と定められております。

本日本日の議題、「子どもの安全を守るための学校環境について」は非公開とする公益上の必要が認められないため、本会議を公開することに御異議はないでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 それでは傍聴人の方に入ってください。

（傍聴人入場）

○事務局 なお、傍聴人が遅れて来られた場合も、随時入室していただくこととしますので御了承ください。

それでは、総合教育会議を始めさせていただきます。

初めに、市長から御挨拶を申し上げます。

○石井市長 皆様、こんにちは。

今日は総合教育会議の開催に当たりまして、またこのそれぞれお忙しい中お集まりをいただきまして、感謝を申し上げます。

今日は6月の地震、それから7月の長雨、それから台風、多くの災害がありまして、本市においても人的な深刻なものはなかったけれども、物的なもの、そしてさまざまなことに関して被害があったところでもあります。

そうした中で、災害のまず物理的な拠点でもあるそういう学校、そしてそれ以上に子どもたちの安全安心のそのまさに大きな砦となる学校というようなことに関して、私自身も、そして多くの方からも大変な関心等々も寄せられたところでもあります。

日々、学校現場、そして教育委員会、皆様方には大変な御苦勞、御心勞、御尽力いただいていることは、よくよく承知をしているところでもあります。

一方で、この件はひとえに市全体、そしてもちろん市役所全体にとっても大きな大きなことでもありますから、今回こうしたさまざまな災害があったというようなこの機会を受けて、本市の学校の子供の安全を守るというような意味でのこの体制について、協議をさせていただきたい。あわせて、先ほど申し上げたようなさまざまな6月から続いたことに関しましてのこの体制につきまして、また協議をしていきたいというような意味で、今回こうした機会を設けさせていただきました。

ぜひさまざま忌憚のない御意見をいただき、そして今日の取り上げた議題について、少しでも前進、改善化していけるような、そんな機会になればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以後の進行は私が進めさせていただきますが、議題に入る前に、今日この場にお二方が新たに加わられましたので、まず御一人。10月から教育委員に就任をいただきました、長岡委員。それから、新副市長の北田副市長。本日初めてとなり

ます。それぞれ一言、御挨拶をいただければと思います。

○長岡委員　長岡でございます。不慣れなことが多いですけれども、一つ一つ勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○北田副市長　改めまして、副市長の北田でございます。私も長岡委員以上に不慣れでございますが、本当にソフト、ハードの両面にわたりまして、さまざまな形で学校教育環境の改善、推進に努めてまいりたいというふうに私ども思っております。ぜひ皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○石井市長　ありがとうございました。

また、本日の議題が「子どもの安全を守るための学校環境について」ということでありますので、丸岡防災危機管理局長と佐竹こども支援局長も出席をさせていただいております。

それでは、議題に入ります。事務局から本日の流れの説明がございます。よろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、本日の流れについて御説明をいたします。

こどもの安全を守るための学校環境について、今回は2つの点について意見交換をお願いできればと思います。

1点目は、「防災マニュアルについて」でございます。

今回は、各小中学校で作成されている防災マニュアルを小学校3校、中学校2校の5校分を資料として御用意をしております。防災マニュアルは毎年度各学校において作成されており、必要項目を記載したひな型をベースに作成されているもので、各学校から教育委員会に御提出をいただき、内容の確認をさせていただいているものになります。

教育委員会より防災マニュアルの内容等々について御説明をさせていただいた後、委員の皆様には、これらをご覧いただいておりますお気づきの点、御意見がありましたら御発言をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、「学校の災害対応について」でございます。

こちらは、地震、台風といった一連の災害時に学校がどう対応したかについて、別添資料「6月18日大阪府北部地震及び9月5日台風21号における市立学校園の状況について」、こちらのほうでまとめさせていただいております。

また、情報発信のあり方について、別添資料「学校連絡網の整備状況に関するアンケート」で、緊急時の連絡手段の整備状況及び携帯メール配信等のシステムの運用状況をまとめさせていただいております。

こちらも教育委員会より内容の御説明をさせていただきますので、災害対応についてどのような課題が出てきたか、今後どう改善するか等につきまして御意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○石井市長 ありがとうございました。

それでは、教育委員会より1点目の防災マニュアルについての説明をお願いいたします。

○事務局 学校教育課、木戸でございます。防災マニュアルについて御説明させていただきます。

そもそも、学校園は学校保健安全法に基づきまして、火災などを想定して避難経路や避難訓練などを盛り込んだ防災計画を作成して提出をしておりました。平成23年3月の東日本大震災の経験から、今まで経験したことのない対応に迫られ、さまざま課題が提示されました。

それらに対応していくために、平成24年3月に文部科学省より「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」が出されました。

これを参考に、資料にあります防災マニュアルのひな型を事務局が作成し、平成27年度より各校園で作成し、提出するということになっております。

内容の特色としましては、本市は自然豊かな地でありまして、六甲山系の東端、武

庫川や有馬川沿いの地域があり、南部は海に面しております。防災マニュアルもそうした学校園や周辺の地域の立地の特性や、児童生徒の実態に応じたものを作成しております。

例えば、津波浸水被害が想定される、鳴尾御影線より南に位置します浜脇小学校。これは5ページに表がありまして、津波の場合は、津波を想定して北校舎の4階へ避難するとあります。

また、今津中学校、同じく南側に位置します今津中学校は、7ページ目になりますが、北校舎4階へ避難するということも想定しております。

また、川沿いの地域としましては、山口中学校は豪雨時に有馬川氾濫の恐れありというところを想定しております。それから、同時に校区内に土砂災害区域があるというところを想定しております。校舎内の高いところへ避難することを想定しております。

同じく、鳴尾中学校は、豪雨時に武庫川氾濫の恐れありというところで、校舎2階以上に避難するというところを明記しております。津波発生の場合は、学校周辺の避難場所、武庫川女子大学甲子園会館、JR神戸線より以北といったところを考えております。

また、土砂災害警戒区域を含みます苦楽園小学校は、洪水・土砂崩れの際は土石流の恐れありというふうに考え、校舎の上階の部分、それからグラウンド、体育館というふうに避難場所として想定しております。

また、それぞれ災害時別対応行動として、地震の場合は在校中の対応、休憩時間中の対応、登下校中の対応、校外での活動時の対応、休日・夜間の対応についても想定しております。

引き渡しにつきましては、震度5弱以上は保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。保護者が引き取りにくるまでは児童生徒等を学校で保護しておくとする学校園が大半という状況でございます。

説明は以上です。

○石井市長　　以上が説明でありましたけれども、今ここに5校のものがサンプルとして出していたところでもあります。

このそれぞれ今から教育委員の皆様ないしこちらのほうからいろいろと意見交換をさせていただければと思いますけれども、ちょっとまず基本的なことを私からお聞きします。平成24年に「学校防災マニュアル」というのが文部科学省から基本的に示されたというのがありましたけれども、その後に、それを受けて西宮市として、それぞれの学校が書くべきマニュアルとしての、このひな型でこの防災マニュアルというのをつくっていると。そして、ここから質問ですけど、それぞれの学校において、誰がつくって、そしてつくったもののチェックといたしますか、教育委員会の中でチェックがあるということでしょうか。

恐らくもう大方きつとうまくやっていたいただいているところがほとんどだと思いますけれども、ただ防災の素養を学校長ないし教頭が持っているのかどうかというような意味で、ちょっとまずそのあたりをお聞かせいただきたいのですが、お願いします。

○事務局　　失礼します。まず、原案となるものにつきましては、学校の防災担当がおりますので、防災担当を中心に原案を立ててもらいます。

その立てられた原案について、校長、教頭を含めた管理職、並びに運営委員会という学校の運営を進めていくための中心となる組織でございます。そういったところで、さらに検討をいたします。

また、事務局のほうでは、提出されたマニュアルのほうが妥当なもの、学校の位置等について、書くべきところをきちっと書けているかというようなところを、妥当なところになっているかというところは係のほうで点検をしております。

以上でございます。

○石井市長　　とりあえず最初の質問を私から。そういうようなプロセスでつくられているというようなことで、学校の防災担当がつくって、そして校長、教頭、そして

各学校の運営委員会でチェックをしていると。そして、あわせて教育委員会のところで書くべきとことが書けているかというような、そういうようなところでの確認ということでした。

まず、その防災のマニュアルというような点で説明をいただいて、私からちょっとこう基本的なことをお聞きしたところですが、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、順次お願いをしたいと思います。

防災危機管理局長、この点について今お聞きしたところですが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○丸岡防災危機管理局長 何点かございますけど、よろしいでしょうか。

○石井市長 どうぞ。その間にも教育委員の皆様方からも御意見を。

○丸岡防災危機管理局長 今、事務局のほうから説明いただきましたけども、このマニュアルのひな型をつくられて、これを見ますと非常に内容が充実したような形になって、このマニュアルに沿ってつくるのはいいことだなというふうに思います。

ただ1点、一番最後の今津中学校は、どうもこのマニュアルに沿ってつくられてないみたいに見受けられます。この中身を見ましたら、やはり必要とされることが書かれてなかったりということがありますので、マニュアルに沿ってつくられたほうがいいんじゃないかなということが、まず1点です。

それと、防災上、特に災害対応のことに限って申し上げますと、例えば浜脇小学校の5ページだったと思いますが、一覧表で非常に学校園の周辺の災害想定とか避難場所をまとめておられて非常にわかりやすいんですけども、この中で各5校分を見させていただいたんですけど、特に津波に関する想定がちゃんと自分の学校の浸水想定なりを把握されてるのかどうかというのが非常に気になるような表現がたくさんありました。

例えば、浜脇小学校でしたら、校舎2階部分の浸水が想定されるというふうになってますけど、兵庫県の津波浸水想定では浜脇小学校では30センチから1メートルぐ

らの浸水が想定されていると。これは防潮樋門が機能しなかった場合に、それぐらいの想定がされているというふうなことがもうはっきり示されておりますので、自校の正しい被害想定をハザードマップ等をよく読み込んで把握していただき、全員で共有すべきじゃないかなというふうに思います。

それと、同じようにその上の地震のところで書いてるんですけど、図書室、理科室、ロッカー、棚の転倒の恐れありというふうに書いてあるんですけど、これは一番大事なところで、児童生徒がこの地震でそういうものが転倒してけがをするというのは一番避けなければいけないことかと思えますけど、これはどの学校も固定とかされてると思うんですけど、その辺の対応が非常に気になるところで、ちゃんと固定してあればいいと思うんですけど、その辺の点検がどうされているのかなというのが非常に気になるところであります。

もう1点だけ申し上げますと、避難場所の設定で、これも先ほど説明あったんですけど、浜脇小の場合は校舎の4階に避難する。ところが、その下に②は鳴尾御影線以北、③はJR神戸線以北と書いてありまして、校舎の4階に避難するのは非常に結構なことだと思います。②、③の運用をどのようにされるのかと。これらのところは、はっきりと決めておかないと現場での判断に迷うところがあると思いますので、②、③をどう運用されるのかというふうな、そういったところもきっちりどこかに書かれてあればいいんですけど、この辺が非常に気になるところかなというふうに思います。

ざっと以上です。

○石井市長　個々に今、一つ一つをお返しいただくよりも、こういう意味で防災を常に見ていただいている危機管理局長からお話をいただいたということで、ちょっと今の危機管理局長に対する答えを返してるとこれだけで終わっちゃいますので、ただ、特に今の4点に関して、教育委員会から返答を共有しておきたいというようなこととかありますか。なければ、また後日個々に対してということでもいいですか。

それとあと、じゃあまた教育委員の皆さんにお話聞く前に、もう1点ちょっとこちらのほうから、こども支援局長のほうにちょっとお聞きをしたいんですけど、保育園も基本的に、公立保育園に限ってでいいですけど、こういうマニュアル等々のたてつけは同じという理解でいいですか。

○佐竹こども支援局長　そうですね。ひな型的なやつはつくって配っております。それで、園によってそれをカスタマイズしてるっていうことなんですけども、まだその内容を、例えばこちらに事務局持ち寄って検討するところまでの体系は整っておりませんので、ある意味園任せというところはある。一応マニュアルはつくらなきゃいけない。

○石井市長　なるほど。ありがとうございました。

現状が、というような中でお話ししましたけど、あと何か全体のことで政策局長から補足は。今の中ではいいですね。

○田村政策局長　はい。今の中では。

○石井市長　それでしたら、今こういう概況ですが、教育委員の皆様から順次質問、御意見など。なかなかいきなりぼんと見て、言いにくいところもあるかもしれませんが、感覚的なことでも結構でございますので御意見、御質問などいただければと思いますが、いかがでしょう。

まず、公立園にお詳しい前川委員どうでしょう。

○前川委員　では、私のほうから。

津波想定の話出ましたけれども、東日本大震災をさらにさかのぼって、15年以上前からもう東南海地震をと言われてましたね。内閣府のほうから。

その折に、一番阪神間で最初に津波想定避難訓練を取りかかったのが、打出浜小学校だと私は記憶しています。毎年、年1回か2回、4階以上に全校の児童が速やかに避難できるかどうか。これは実際にやっておかないといけない。それから、学校を離れて避難するのは平地を通りますから、これは果たして先ほどの局長のお話とダブ

りますけれども、どういう場合に学校以外に避難することが起こるのかというところは、まさしくそのとおりだと思いますけれども、西宮でもそういうような3階以上、あるいは4階以上という、そういう避難訓練が津波対応でされているのかどうかと思います。

あとは、このマニュアルの中に備蓄倉庫の使用について、備蓄物品、食糧品も含めてですけれども、これが使用できるかどうかの決裁権が誰になるのかが非常にわかりにくい。備蓄倉庫は備えてあっても、例えば上ヶ原南だったら広田小学校の備蓄倉庫を使うことはできますが、誰に尋ねて、どう許可を得たらよいのかとか、そのあたりはこの機会に御説明いただけたらなと思います。ちょっと気づいたところでお話をしました。

○石井市長 ありがとうございます。

前段の話は一つ一つになりますんで、後段の備蓄倉庫の使用権限については、これは山本さん、それとも危機管理局長。

○丸岡防災危機管理局長 そうですね。災対物資局という災害対応の局をつくっております。学校園全てには備蓄をしておりませんので、おもだった拠点になる小学校なりの、浸水区域でしたら2階以上の教室をお借りして備蓄しているとか、運動場にコンテナを置いて備蓄しているとか、そういう状況になっておりますので、そこから周辺の避難所へ物資班が搬送していくということになりますので、これは市の災害対策本部の権限になります。

今、前川委員が言われた中にも関連するんですけど、特に津波の場合ですね。大津波警報なんかが出た場合には、数時間から丸一日その避難状態を続けなければいけないということになりますので、この児童生徒の水、食料の確保というところも関連してくることだなというふうに、今の御発言でそのように思います。

○石井市長 その点、よろしいですか。

○前川委員 はい。資料で言うと一番最後にいただいた「西宮市立〇〇学校園防災

マニュアル（自然災害）」という、この後ろから2枚目のページに「非常持ち出し品・備蓄物品管理表」というのがあるんですね。学校はこれらのことを知っています。ですので、ホイッスル、ハンドマイク、それらいろいろなものが必要なときに、どういうルートでどのように、学校から直接そこへ連絡するのかなど、そういうことを心配したりすることがありますので、はい、結構です。わかりました。

○石井市長　　とりあえず、前川委員のところはここで一区切りして、それでは続いて、お隣、側垣委員をお願いします。

○側垣委員　　これを見せていただいた際に、マニュアルに沿ってつくられているんですが、例えば保護者への引き渡しの引き渡し基準で、震度4以下原則、下校させるということで、震度5以下、原則下校させる。これ2種類あるんですけども、こちら辺はその統一されたものではないようなのですが、もちろんその場所によって変わるのかもしれないんですけど、そのあたりが1つと、それからもう1つ。

子供の安全を守るということで、いただいている資料では、自然災害だけで、いわゆる防犯のマニュアル等がここにはない学校園があるので、そのあたりお聞かせいただけますか。

○石井市長　　ありがとうございました。

まず、後段のほうですけども、今回防災と防犯も一緒にやろうかと最初私も言ったんですが、そうすると余りにも多岐になるものですから、今回は防災のほうに限らせていただいたということです。

ですから、そういう意味ではくっついてるのが一緒に出てきたというような程度で、防犯はまたの機会ですね。

○側垣委員　　わかりました。

それともう1つ。もう1点。このマニュアルを見せていただいたら、最後に安全点検チェックリストみたいなひな型があって、それがついている学校園と、そうでないところがあって、ということはチェックしてないのかなというか、そのチェックの頻度

ですよね。

例えば、私ども保育園でしたら、毎年市のほうから監査来ていただくと、どれだけの頻度でやってるのか細かくチェックされるわけです。倒れるところがもう全部見られてチェックされるわけなんですけども、学校の場合はそのあたりのチェックはどなたがされているのか、ちょっとそのあたりをお聞かせいただけますか。

○石井市長　それじゃあ、最初のこの引き渡しので、これはちょっと全体にかかわることで、引き渡し基準が学校園によって異なっているように見える点についてと、あと今最後ですね。チェックの点について、お願いします。

○事務局（木戸課長）　失礼します。学校教育課、木戸でございます。

保護者への引き渡しのところで、ちょっと表現がややこしくなっているかと思われまます。震度4以下でも原則、下校させるというのは、引き渡しを伴わずに下校させるという、そういう意味合いでございます。

あと、山口小学校につきましては、震度5強のところで保護者に必ず引き渡しと。学校園に問い合わせをしております、保護者の方が戻ってこられるまで大変時間がかかったりとかということが予測されるので、学校としては震度5弱の場合は必ず引き渡しというところは求めない。特に事前に言われているところだけにするというふうには学校が判断しております。

○側垣委員　わかりました。環境ですね。職場から遠い人が多いということ。

○石井市長　よろしいですか。

○側垣委員　はい。

○石井市長　それじゃあ、すいません。岩本委員、お願いします。

○岩本委員　よろしく申し上げます。

さっきの側垣委員の話とも重なるところが若干あるんですけども、引き渡し下校については昨今の働いている人が多くて、家に不在の方が多くなってきているので、実際に本当に何か災害が起こったときに、このマニュアルで対応できるのかなって

うのがちょっと不安に思いますので、その辺をもうちょっと精査して、マニュアルづくりをしていただきたいと思います。

もう一つ、どこの学校でも防災教育年間計画ということで、何月に何をするとか、何学年は何をするとかというのが書かれているんですが、この際、こうやって防災マニュアルを一生懸命皆さんで考える機会があるとしたら、私としては提案したいことは、例えば小学校の防災教育計画でしたら主体的な学びをもう少し取り入れて、例えば防災マップづくりはするんですけども、それを発表の機会を持って地域の人に子供たちが発表したり、もうやってる学校もあるかもしれないんですけども、あと交流学年のクラスで5年生の方が2年生の子供に発表するとか、そういう機会を持って子供たちが自分たちで防災についてもうちょっと身近に考えれる機会が持てたらなと思いました。

それと同じように、中学校の場合では、例えばなんですけど一つの例として、応急手当を学ぶ機会というのがあったので、例えばその応急手当を学んだ後に、それを実際に近隣の小学校の子供にやってあげるということをして、小学校と中学校の連携をしてみるとか、そういう実際に時間もかかり、勉強の時間がちょっとそこから減ってしまう可能性はあるんですけども、防災についてもう少し実体的な体験を子供たちがすることによって、防災について考えが深めることができますし、例えば中学生は将来の地域の防災の担い手になるわけですから、そういう意味で例えば中学生に炊き出しの体験をさせるなど、もうちょっと具体的なことを全市も合わせて、各学校の色に合わせてもそうですけれども、いろんな計画を立ててやっていただけたらなというふうに思いました。

○石井市長 ありがとうございました。

御意見が主体ということで。

○岩本委員 はい。すいません。

○石井市長 いやいや。ありがとうございます。

特に、1番目の引き渡し。働いているお母さんというような観点からは考えていくところかなとも思います。

それでは、長岡委員続いてお願いします。

○長岡委員 3点あります。

まず1点目なんですけど、指定の避難所というふうになっているところですけども、学校の先生方がその本部を最初に立ち上げて、その後行政の方が来られるまでのつなぎというか、どんなふうになっているのかっていうところをお聞きしたいのが1点目。

それから2点目が、児童生徒を自分たちで下校させたときに、安全に帰宅したかどうかをどのように把握されるのかっていうのが2点目。

それから3点目なんですけど、ちょっと的がずれているかもしれないんですけど、この浜脇小学校のマニュアルの10枚目に「(7)心のケア 支援」といのがありますが、ちょっと防災、防犯っていうところっていうのと、心のケアっていうのが少し唐突のような気がして、震災とかこういうようなことで心的ショックを受けるとかそういうことよくわかるんですけども、ここの中にいじめアンケートを実施するっていうような文言があるので、こここのマニュアルに入っているっていうのはちょっと少し私が読んでいてですけども、また別のものに入ってもいいんじゃないかなというように印象を受けました。

○石井市長 ありがとうございます。

これに関しては、今個々のことというよりか、ジェネラルなことを言っていましたので、行政が避難所を開設するまでのつなぎについて。

○事務局 資料を見ていただきたいのが、事務局から提示している「〇〇学校園の防災マニュアル」ですね。これ、ひな型となっているマニュアルの後ろ、先ほどごらんいただきました非常持ち出し品の一つ手前になりますが、ここにちょっと書いてあるのをちょっとごらんいただきたいと思います。

1つは、先ほどもちょっと備蓄倉庫のことについても触れたのがあったんですけども、避難所、この避難所について2つ考え方がありまして、学校のこのマニュアルというのは、まず子供たちの安全を確保すること。それと、教育の早期再開に向けて、まず建物の異常を、先ほど御指摘ありましたように、ちょっとチェックリストがついてるところとついていないところがあったっていうお話もありましたけど、まず学校の施設が子供たちにとって、また、市民の避難にとって安全なのかどうかっていうところのチェックと、それと子供たちの安否、教員の安否、そういった確認というところが中心になってきます。

ですので、先ほど丸岡局長のほうからお話がありました備蓄倉庫は、各ブロックごとに大体一カ所、ないしは二カ所あるんですけども、それは大体市民の避難に向けての物資ということになってきますので、ここにある備蓄品のチェックリストは、これは学校も一避難者として本来備えておくべきリストとしてそういう見方をしていただけたらいいのかなと。

それと、今こちらにもございました指定避難所というのは、市民が避難してくるそういう避難所で、一応学校は全部指定避難所に当たってるわけなんですけど、おっしゃいますように職員が到着するまで、市民の対応っていうのは基本的に行政側の職員が受け持つことにはなりますが、当然時間帯とかその災害の状況によって到着がおくれる、もしくは、もしかしたらできない場合も考えられます。

そういった場合は、ここの網かけのところにあるんですけど、到着するまで教職員が避難所の開設準備を中心的に担わないといけない、そういった状況も考えられますよというのを書いていますので、そういったところも視点において、そういうマニュアルっていうのはつくっていかないといけないのかなということになります。

ですので、ちょっと整理しますと、一義的には市民向けの避難対応は行政の職員がそちらへ出向いて、学校はその施設として、箱として利用させていただくといったところなんです。先生方は、もう子供のまず安全避難を第一に考える。

ですので、ここに書いてますけど、避難所の運営っていうのは、基本的には市民の方が、地域の方が中心になって担っていただかないといけないというところがありますので、今後行政としてはそういったことの啓発をどのようなふうに行っていくのが効果的なのかというところを防災部局と教育委員会のほうで調整していかないといけないのかなと。そう考えてるところです。

○石井市長　　今1つ目のところだったんですけども、2つ目、3つ目のところはどうか。今お答えするか。帰宅のほうの話と心のケアのところですが。

○事務局　　ひな型のマニュアルの6枚目のところに、「7 児童生徒等の安否確認・連絡体制」という形で、震度5弱のところを保護者引き渡しを標準としておりますので、その段階では無事に帰ったかということが確認とれます。それ以下の場合ですと、基本行わないで、それ以上の場合は必ず全員行う、そのように想定しています。

○石井市長　　ありがとうございました。

浜脇のこの心のケアの話は、ちょっと今回はこれ防犯と防災のマニュアルがセットになってるものですから、またこれを個々にというようなことで、ここにもあそこにも載っけといていい話なのかもしれませんが、必要であればまた改めることに。

もろもろ教育委員の皆さんから御意見いただきましたですけど、教育長、すいません。今回ちょっと教育委員会のほうにはぜひこの市長部局としては地域の防犯を前に進めていきたいというような思いでもありますんですが、まあそういう意味ではさまざまな面で教育委員会にいろんな御苦勞、御心勞をかけているとは承知をしながら、今日こういう会をやらせていただいてここに至ってるわけですが、ここについてちょっと御意見、聞きたいことあれば、これまでのところでよろしく願います。

○重松教育長　　防災のときに必要と感じるのは、要するに急に起こるものと、あらかじめわかっているもの。要するに台風だとか、それから大雨だとかいうのは、あらかじめこういう状況になるだろうとわかりますんで、対応の仕方ができるのかなと思います。

ところが、地震が起こったときが一番わからないんで、いつ起こるのかというの
わからないし、1つ起こった後も余震がどうなるかという問題。それから、ひょっと
したら熊本みたいに、それは余震じゃなくてそれが本震だという、余震のほうが大き
かったというような形になったりしたらどうなるのか。

それともう一つは、学校が始まる前と、学校が始まってる最中と、それから一番私
が恐れてるのは、帰りがけ。帰宅させているときに地震が起こって、しかも津波が来
るといったときに、どういうふうにしたらいんだというのが一番難しいかなと。

だから、その辺のところをきちっとやっぱり手だてとしてとっておかなきゃいけな
いんじゃないかなというのを感じるし、それから先ほど言われたように、その津波の
ほうもどのぐらい来るのかというようなことは一応県が示してますけど、今回台風の
あれであったように、そのとおりにとはなっていないんで、実際にじゃあそれでいいのか
ということはかなり気をつけなきゃいけないのかなというのと、地震が起こったとき
に本来ならば逃げられる建物が崩れてしまう可能性もあるんで、そのときどうするか
という問題がありますし、それと実際に災害のときに困るのは、そのときの情報が全
くとれなくなってしまう。それから、ラジオか何かがついてればあれなんでしょうけ
ども、その以外のところの情報が全くとれなくなってしまうので、そこをどう連携す
るか。

というふうになったら、教育委員会に電話して何とかしても、一斉に電話かかって
きたらこちらもとてもじゃないけど対応できないし、ましてや停電みたいな形になっ
てしまったらもう全く電話通じなくなってしまうので、そのときにメールだとかって
いいですけど、今回の地震でもラインはすっと思ったみたいですけど、もうほとんど
メールはやっぱりパンクした状態になってますので、そのときそれをどうするかとい
う問題もあるのかなと。

ですから、そのところが一番やっぱり私は今回のその南海トラフが起こったときの
対応をどうするかというのは、あらかじめちょっと考えておかないといけないのかな

というようなことを思います。

○石井市長　　ありがとうございました。

そういう意味では、ちょっと想定しなきゃいけないところがまた大変な多岐にわたるなと思うところでもありますが、ちなみにこの議題、16時半でまた次の第2に行きますけども、両副市長、ないし両次長、ここまでのところで御意見いかがでしょうか。

○北田副市長　　では、私のほうから先に。

大前提の話になるんですけども、これ各年度ごとにおつくりになるということで、一応年に1回見直すのかなというふうに私受けとめてるところなんですけど、先ほど冒頭の説明であったみたいに、各学校の地理的状况で、ある学校は津波対応しなければならない、ある学校は土砂災害に対応しなければならない。さまざまに対応すべき災害が違ってくるんだらうなと思います。

ただ、その対応すべき災害の一つ一つの災害の被害想定であるとかハザードマップも、ずっと一定じゃないんですよね。年々その状況がいろんな知見も加えて変わっていく。例えば具体的に言うと、土砂災害であれば警戒区域は既に指定されている。いわゆるイエローはわかってるけれども、西宮で言いますと北部地域から特別警戒区域、いわゆるレッド指定が順次されていく。こうなると、特にじゃあレッド指定のところどうするんだみたいな話になってきますので、逐次その防災に関する情報っていうのは年々こう更改、更新されてるということで言いますと、マニュアルを見直していただくときにその大前提になる情報をきちっとまず把握していただくことが大事なのかなというふうに思いますので、そこは防災部局であったり、そういう各種災害の対応をしていく部署との連携をまず図っていただければまずありがたいなというふうに思いますので、そこはまず大前提のところとしてお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○石井市長　　ありがとうございました。

○掛田副市長　　今も北田副市長が言われたように、災害でも地震、津波、山津波と
いうのか、その学校が置かれてる状況で、例えば豪雨であればまさに土砂災害危険地
域にある学校になるし、津波は海岸のほうになるということで、ごっちゃにして云々
じゃなしに、例えば津波は津波として、その津波に遭うかもわからない学校について、
そういう津波に対してどうすべきかという、この辺の部分をより明確にしなければな
らない。

例えばこのマニュアルで、津波であれば津波警報は解除されるまで下校させないと
か、大津波警報は保護者への引き渡しも行わないというように書いてあるんですけど
も、まず津波で言えば、東日本大震災で非常に脚光を浴びたというか、釜石の奇跡と
いうことで、群馬大の片田先生がその学校に入って、津波については、誰もがばら
ばらでみんなが遠くへ早く逃げるとい、高く逃げるとい、こういう部分について
教育をしたんですけども、それはどういうことかいうと、保護者も子供も全て津波で
あれば、保護者は自分の子供がどうなってるんかなということじゃなしに、それぞ
れが全部もう逃げるんだと。だから、保護者は子供が逃げて、子供は母親も父親も逃
げてるとい、それぞれが全て最もベストな方法で津波から逃げるんだという教育を
したことによって釜石の奇跡ということ、学校の管理下における子供は一切亡くな
らなかった。ただし、5人ほど亡くなった子供がいる。それどういうことかいうと、
あれは学校が終わってから、子供が家に帰るとか、ある子供は離婚されていたお母さ
んに月1回会いに行くその日だったとか、海岸に釣りに行ったとか、そういう子供た
ちが悲しいかな津波から逃げなあかんとところを襲われたという中で、学校の管理下
の子供は全く大丈夫だったということで、津波に対する教訓はそこから導き出される中
で、津波についてはこうこうこういうふうにすべきだとい、この全体のマニュアル
だけじゃなしに、津波に遭遇する学校では、地震とは別に、津波ということでのやっ
ぱりこのマニュアルをつくるべきだといふうに思いました。

それともう1つは、ちょっと僕どうかな思ったのは、地震でも震度4以下では原則、

下校させるとか、震度5弱以上では待機させるということになるんですけども、教育長が言いましたように、熊本地震では本震と思ったのが前震であって、その後に大きく来たのが本震だったと。例えば震度4という地震で、ひょっとしてそれは前震かもわからんという中で、津波であっても学校施設の4階に逃げるといのように避難所になるように、やっぱり学校施設という施設において、子供を保護するというんですか、この辺は基本的にはそうすべきではないかというふうに、実は僕は勝手に思ってるんです。

だから、震度4以下で下校させたり、それは子供を勝手に下校させるということでしょうけど、この前の大阪北部地震でもブロック塀が倒れたというように、ひょっとしたらその後の地震が余震、あるいは本震が来るということを考えたら、まずは子供だけでは帰宅させない。そこに待機させた上で保護者に連絡とって対応すると。何かそういう意味も含めて、やはりこのマニュアルでは国はこういうふうに言ってるかしかないけども、本当にそれがそうなのかということを含めて、やっぱりそれぞれがマニュアルどおりじゃなしに、きっちり考えるべきじゃないかというふうなことをちょっとつらつらこれを見ながら思いました。

○石井市長　　ありがとうございました。両次長いかがでしょうか。

○山本教育次長　　今回、いろいろ本当に長雨とか地震、あと台風の直撃ということで、長期間の停電とか高潮対策等、いろいろやらなあかんことがもうわかりましたので、これをもうこのマニュアルに落としていってブラッシュアップして、いいマニュアルをつくっていかないといけないなど。個々の対応していきたいというふうには思っております。

○石井市長　　お願いします。

○大和教育次長　　いろいろな意見ありがとうございました。

6月の地震以降、さまざまな自然災害等がありまして、このようにマニュアルほどの学校も用意してるんだけど、本当にリアリティがあるものになってるかどうか

ていうのは一つ見直すべき観点かなというふうに思っています。

例えばその引き渡しにおいても、基準ではこの状況で引き渡しっていうふうにするんだけれど、実際それが本当にその地域、その学校に合った判断なのか、その状況にあった判断なのかとか、地震の読みであるとか津波の想定であるとか、さまざまところをそれぞれの現場においてリアリティのあるマニュアルになるような形に私たちも指導していかなければいけないなど。それは今、ことしの教訓として思っているところです。ありがとうございました。

○石井市長　　ありがとうございました。

1点目の議題について、一応16時半めどにと思っておりましたが、ここまでのところ、1点目の学校の防災マニュアルという点について、2回目の方でも結構ですし、言っておきたい、聞いておきたいということがもしあれば。

○前川委員　　引き渡し訓練の話がちょっと出ましたんでね、大和次長のお話も受けて、引き渡し訓練というのを各学校がマニュアルをつくると、実際は動けないんですね。

どういうことかという、近隣の幼稚園とか保育所とか、そういうところと同時にしないと、おうちの人は保育所迎えに行き、それから小学校来ますよね。それじゃあ中学校のお兄ちゃん、お姉ちゃんはどうするか。これらを全体でちゃんと連携して、申し合わせて、それでしなければいけない。学校に車が来る。車がどこに来るのか。

例えば香櫨園小学校なら、南から北への一方通行で運動場通ってもいいとかね。やっぱり、想定して、しっかりと高校なんかも含めてしないと、親は急に小学校迎えに来れないです。実際に幼稚園に迎えに行き、幼稚園の子引き連れて、それから小学校におうちの人が来てこそ、初めての引き渡し訓練やと私は思うので、そういうふうにしていく学校のノウハウも全体で共有されてるかとは思いますが、そういうことも大事やなと思いました。

○石井市長　　ありがとうございました。

○石井市長　　確かにね、この小学校と幼稚園、保育園、中学校と。

○側垣委員　　ふだんからも地域の連携、学校園全て民間も含めたその連携で、その地域で子供をどう守るかっていう意識がないと、なかなか難しいと。

○石井市長　　なるほど。これも大変貴重な御意見、御提起であったと思いますので、これも即座に今ここで答えが出る話ではありませんが、まあ全体含めて受けとめてやっていきたいと思います。

1点目の防災マニュアルについては締めくくりたいと思いますが、先ほどまず冒頭、丸岡局長から御質問、御意見などなどあったことなどがまあ象徴的だと思いますけども、ぜひこのマニュアルや個々の点に関して、せっかくこの防災危機管理局で専門的にやっているところが庁内にもありますので、より連携を深めていただくような形をしていただければと思いますので、具体的にはまた検討いただいて、市全体でのいろいろな共有、前進をして、マニュアルがより実情に沿った形、使えるものにしていくようにと思います。

じゃあ、以上でちょっと1件目をとりあえず締めくくりたいと思います。

今、マニュアルの話をしましたけれども、一方でこのマニュアルどおりに世の中進まないわけでありまして、そういう中で実際にこう大変リアリティあることがこの数カ月ございました。

浜甲子園保育園なんかはこう、保育士さんの大変機転の利いた対応で、何とか大変な中頑張っていたいただいと。現場の力によってやったわけではありますが、そういう中で、今回2点目ですね。

学校の災害対応について、この幾つか災害がございました現状の連絡網の整備状況や、今回の6月以降の災害についての実績といたしますか、その点につきまして、資料に基づいて教育委員会から御説明をお願いしたいと思います。

○事務局　　失礼します。学校教育課、木戸でございます。

まず、お手元の資料「6月大阪府北部地震、7月長雨、9月台風21号における

市立学校園の状況について」、こちらから説明させていただきます。

まず、6月の地震ですけれども、こちらのほうは発生した時間が7時58分に発生しており、登校途中、または登校を終えて学校内にいる、または近くにいるという3つの児童生徒の地震が起きた瞬間の居場所があったと考えられます。その後、学校のほうに登校をしてきて、学校としましては児童生徒の安否確認、全員がそろっているかどうか等を確認したり、あるいは学校内の建物が安全に使えるかどうかという確認をしながら、順次その後授業を再開するか、どうするかというところを学校長が判断しまして、黒丸がついておりますのが休校と判断した学校でございます。

それから、7月の長雨のところでございます。これにつきましては、大雨の警報等が出ておりましたので、お配りしております資料の保存版と左上にあります「災害警報発表時の措置について」に則りまして、全校が7月5日、6日が休校となりました。

それから、9月の台風21号ですが、表のほうは9月5日からとなっておりますが、実際に台風が最も接近したのは9月4日です。この場合は9月3日の段階でJRが翌日の運行をかなり早い段階からとめてしまうというような情報もありましたので、9月3日の段階で9月4日は全校休校としますということで連絡させていただきました。

ところが台風が去った後に停電、断水などによりまして、9月5日に学校の授業をすることができないというところが何校か出てまいりましたので、休校となっているのはその学校でございます。

それから次の資料です。学級連絡網の整備状況に関するアンケートのまとめでございます。

こちらのほうは学級連絡網の整備状況でございます。これまで学校園では緊急連絡で使用します電話番号を記載した学級連絡網を作成し、各家庭に配付しておりました。しかし近年、個人情報流出の配慮などからPTAなどと相談しまして、メール配信システムを導入し、それとともに学級連絡網が縮小されました。

表の中にあります一列連絡網とあるのは、例えば40人全員分ではなく、全体を例

例えば4グループに分けて連絡するとした場合は、その1グループ10人分だけを掲載する、そういった意味の一例というような表現となっております。

小学校では表にありますように、ほとんどどちらも作成されておられません。この背景には先ほど申しましたメール配信システムの導入、ホームページのトップ画面の活用が大きく影響しております。

説明は以上です。

○石井市長 ありがとうございました。

こども支援局長、保育園のほうも災害警報発表時の措置についてというのは、同様ではないんですか。

○佐竹こども支援局長 違います。これはちょっと施設の性質が違うということもあるんですけども、基本的に休所にするのは特別警報が出たときということになっております。

それで災害の警報なんかが出たときには、もう登園されている場合でも可能な限りお迎えに来てくださいという依頼はしますけども、休所には今のところしておりません。これは公立も私立も同じです。

ただ先日の台風21号のあの被害がありましたので、ああいう恐怖というのは、ちょっとこれまで味わったことがない恐怖で、あの中でやはり開けるのかというような意見も、公立の中からも出てますし、私立の保育所の先生方からも出ておりますので、ただ今のところ一律に休所というのはやっぱり難しいですから、その状況を見て、あらかじめ危ないというようなときには、より強く、できるだけ家庭での保育をしてくださいとかいうことの依頼をしていこうかということで、今いろいろと調整しているところです。

ただ、この間の台風21号のときには、停電でやむを得なく休所したところがありますけれども、それは警報による休所とはまた違った判断で休所しております。

以上です。

○石井市長　　ちょっとごめんなさい、総合教育会議で保育園の話をしてあれですけど、今の話でいうと、園長の判断でやるかやらないかということをするということではなく、特別警報のあり、なしというのが基本ということですか。

○佐竹こども支援局長　　そうです、基本はそこです。ただ、やはりそれぞれの施設に危険度とかいうことがありますので、この停電で休所したのも、やはりまだ暑い時期ですから、エアコンも効かないのにどうなのかというような判断も含んでのことですから、危険が考えられるような場合には、当然園の判断でということもあると思います。

○石井市長　　わかりました。それでまず最初に私からですが、実は私もいろんなところに、慣れながら今やっているところですが、6月、7月のこの災害の際に、近隣の他市で一律で休校にしているところがあって、西宮は一律でやらないのか、市長、教育長はどうだと言われたときに、ちょうど地震のときは、特に西宮の場合は市内に、南部2カ所、北部1カ所に地震計があって、こっちは震度5弱で上は震度4だったものですから、そういう意味では一律での判断というのも、なかなかできかねるというようなところで、あとは今、「災害警報発表時の措置について」の中で校長が判断するというようなことがあるので、それを見て納得したところではありますが、その中で1つ、これはまた質問的なところなんですけども、9月5日の大社幼稚園、鳴尾東幼稚園、小松幼稚園は停電でも頑張ってやっていただいたというようなところでもあります。

私のこのプロセスの中では、できるものなら何とか学校園を閉じないで済むのだったらありがたいと、働くお母さんの立場からしてみてもというような思いであったのであります。そして私としても、こういう厳しい状況の中でも開いていただいたのは、よかったと思っておるわけではありますが、基本的には何かここに今配っていただいた保存版のもの以上に、できるならば開けてくれとか、そういうような不文律などということはあったりするものではないでしょうか。

○事務局 失礼いたします。学校教育部長の佐々木でございます。

もちろん不文律はあってしかるべきものかと考えるんですけども、ただ幼稚園の対応にいたしましても、幼稚園の場合は基本午前の保育というのでございまして、午後からの授業も想定される学校とは、一律とはちょっと違うものがあるかと考えるところがございます。

また幼稚園を開くに当たっても、園の被害のみではなくて、近隣がどうなっているかというようなあたりも1つの判断基準であるかというように考えておりますので、そのあたりも、考慮に入れた上での判断というふうにこちらのほうとしては理解しているところでございます。

以上でございます。

○石井市長 ありがとうございます。

じゃああわせてなんですけど、その近隣のというのは、例えば瓦木、山口というような感じで括っているのか、それとも広い意味で、近隣との様子を見てくださいという形でいっているのか、それはどちらでしょうか。

○事務局 幼稚園は基本的に校区はないんですけども、おおよそ居住区というのは園のほうで把握しておりますので、その全体を見た上での判断というように考えられると思います。

○石井市長 小・中校も近隣といろいろ話をしてと承知していますが、小・中校も近隣という意味では、ガチッと何かブロックというような形で決めたりしているわけでもないわけですね。

○事務局 そうですね。特にブロックというのはないです。

○石井市長 ただ、近隣と話をしていると。

○事務局 例えば学校の場合でしたら特に、幼稚園もそうですけれども、近隣の幼稚園、小・中学校と必ずやりとりいたします。本校としてはこういう判断を下そうとしているんですけどもということで、地域ごとにあんまり差異があっては、先ほどの

話じゃないですが保護者の判断とかそのあたりについても影響を及ぼすことがございますので、そのあたりについては連絡をとっていくということです。

○石井市長　わかりました、ありがとうございます。

じゃあ最初の私からののは、このあたりとさせていただいて、実際に6月、7月、9月とあったことなどについて、具体的な細かい質問ですとちょっとここではあれですけども、具体的な判断のポイントであるとか、御意見、御質問などについて順次お聞かせいただければと思います。

では、先ほどと順番が変わりますけれど、保育園、幼稚園のことについてもいろいろと御自身のところでお詳しいと思われまして、側垣委員からお願いできますか。

○側垣委員　保育園のことになると、ちょっと外れると思うのですが、やはり休園にする判断は非常に難しい。保育園の場合は公立であっても、局長がおっしゃったように福祉施設ということなんですが、ただお預かりする年齢は幼児ですので、強い風が吹く中で園で過ごしているというのは相当な恐怖なんです。お父さんお母さんも近くにいないというところで。そのあたりを私たちは、かなり疑問というか不安感もありましたし、それで職員が出勤できない、事前に計画で交通機関が止まってましたので。それと職員も、やはり保育園に預けている職員なんかは全部帰らせて迎えに行かせましたけれども。

ちょっと全然それとは外れて、この連絡網のアンケートの中に携帯メールの配信システムの運用状況とありますが、これは各学校園の判断に任されているのですか。

それからもう1つ、これは発信者がPTAというところが結構あるんですけども、これはどういう意味ですか。PTAの方が判断するということなんですか。どういうことなんですか。

○事務局　失礼いたします。学校教育課、木戸でございます。

発信者につきましては基本が学校です。PTAの方と協議してという意味合いで、アンケートの中で答えているというような部分です。

○側垣委員　　ということは、共同運用しているということですか、P T Aと。それで学校は連絡してくださいということで、P T Aのそのメールを通じて発すると。

○事務局　　学校が今からこのような内容を流しますということをしてP T Aの方にも御理解いただいた上で発しているというところですか。

○側垣委員　　このミマモルメというのとライデンというのとパスカルというの、これに3種類が書いてありますが、これは何か、業者が違うということですか。

○事務局　　こうした全配信を非常に低価格で提供するところがふえてきておりまして、会社が違うというようなところが1つあります。あとはそれぞれ機能が少し違ってくる場合もあります。あるいはオプションが、ちょっと料金が発生するんですけども、オプションにも差がありますということです。

○側垣委員　　その料金は保護者負担ですか。

○事務局　　それは個人がそれを選ぶという形で負担するということです。

○側垣委員　　保護者がですか。

○事務局　　はい。強制されるものではないです。

○石井市長　　側垣委員、よろしいですか。

○側垣委員　　はい、わかりました。

○石井市長　　それでは続いて前川委員。御意見、御質問等いかがでしょうか。

○前川委員　　メールシステムは、これは学校が契約者ではありませんよね。ですからメール配信するのは、学校が契約しているメール配信を使っていないと私は思っています。

○事務局　　契約主体はP T Aであることが多いと思います。それでそこから配信ということになりますので、先ほどのようにP T Aから配信というような考え方もできるとお考えいただければ結構でございます。

○前川委員　　ですのでしっかりとP T Aさんと情報連携して、そしてメール配信になっているということで、以前と同じで、それでよいと思っています。

○石井市長　　ありがとうございます。

それでは次に岩本委員、お願いします。

○岩本委員　　前川委員のP T Aの関連でいうと、このP T Aが契約者でやっているということで、P T Aの費用で支払われているケースがありますよね。P T Aの是非が今すごく問われている昨今ですので、それは学校費用にならないのかというのはちょっと疑問に思うところが1点あります。

年間7万円ぐらいを払う会社もありまして、それは1人が幾ら払うとかではなくて、P T Aの皆さんからいただいたお金から7万円を払っているというケースがある学校があると思うので、それがP T Aの是非が問われている昨今ですので、今後何か違う形にならないのかというのを検討していただけたらと思います。

あともう1点なんですけれども、6月の地震が7時58分ごろに来てました。それで学校によって休校になっている学校が幾つかありますけれども、そのお迎え、引き渡し下校になる時間がまちまちだと思うんですが、極端に早い学校もあったと思うんです。例えば8時20分ぐらいにお迎えに来てくださいという学校もありました。それで、その場合はやっぱり保護者としては、すぐに迎えに行けないということよりも、その通学路の間の安全確認は誰もされていないのに迎えに来てくださいというのは、ちょっとどうだったかというのは、その辺は教育委員会のほうでは把握されているのでしょうか。気になったので、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○石井市長　　今の質問について、お願いします。

○事務局　　通学路につきましては教育委員会のほうでも把握しております、安全かどうかと。それで多くの学校から、やはりその当時の様子として、こちらのほうで聞いている様子としましては、児童生徒が登校途中だったので、地震発生後は通学路のほうに教員も出ております。そういった形での確認ということも行っております。

以上です。

○岩本委員　　その辺の確認をちゃんとしていただいた上で、やっぱりお帰りくださ

い、迎えに来てくださいという連絡があったほうが保護者は安心なので、よろしくお願いします。

○石井市長 続いて長岡委員、よろしくお願いします。

○長岡委員 最初に、事前にこの資料をいただいたときに、この学校園の状況がどうしてこうばらばらなんだろうと、マニュアルがきちんと整備されているのにどうしてかと思ったんですが、今日の御説明で立地の特性と、それから各学校園の状況、置かれている状況で停電とかそういうことがあって、こういう差が出たんだということをよく理解できました。

それと1つ教えていただきたいんですが、この携帯メールのルールというのは、具体的にどんなルールというのがあるのでしょうか。ルールを定めている、定めていないとありますが。

○石井市長 ルールを定めているが30校、定めていないが11校。

○事務局 概ね流す内容についてのルールでございます。例えば緊急時のみの利用とするかというような場合とか、あと例えばPTAの何々会が何時に開かれますというような、リマインダーのような内容を流していいとかいうような、内容についてのルールというものが主でございます。

以上です。

○石井市長 ありがとうございます。

総じて、今このメールシステムの発信者やルールなどに関して、大きな質問という意味でいうと、今の理解は全ての子供、生徒に必要な情報は届けられているという、そういう理解でいいということですか。

○事務局 そのとおりでございます。メールに関しましてはそこにもありますように、登録割合が大体9割となっております。

それ以外の保護者の方に関しましては、学校が一人一人、じゃあメール以外にどんな形で連絡させていただいたらいいのでしょうかということで、例えば、ファクスにし

てくださいという方がおられたり、電話での連絡をお願いしますというように言われたりということで、その人たちに関しては個別に対応して、同じ情報が共有できるように工夫させていただいております。

○石井市長　なるほど。じゃあ合わせてもう1つ伺いますけど、休校になりました、もしくは迎えに来てくださいみたいなことを流すのだと思いますが、休校になりましたという情報なんですけども、各児童、子供、生徒、そしてその親に伝わるといふことでもありますけども、情報というのはどこまで伝えると今考えているんでしょうか。

つまり、例えば旗を立てて踏み切りとか交差点に立とうと思っているおじさんには伝わるんだろうとか、あとはどこかのほかの保育園、じゃあそのお兄さん、お姉さんの小学校はどうなっているんだろうかと。そういう意味では私の感覚であれば、ちょっと広がりますけども、子供とダイレクトでなくて間接的であっても、学校が休校になるのかどうなのかというのは関係あるかと思ったりするんですが、現状はどうでしょう。

○事務局　失礼いたします。

休校の情報というのは基本的には先ほどお配りしております、この「災害警報発令時の措置について」ということにのっとって休校するということになっております。ただ、今年もございましたように、地震発生による急遽の停電等により休校にしなければならないというような情報があった場合、近隣のこれまでから情報を行き来しているような幼・小あたりには連絡をすることができるだろうというふうには思うんですけども、地域によっては地域の連絡網等を用意しておりまして、そこで流すというようなことをした学校もあるように話は聞いております。

ただ、全てのそういう幼・保・小、私立も含めましてに網羅できるかということになってくると、ちょっと正直なところ難しいところもあろうかと、非常に小ぢんまりとやってらっしゃる、個人でやってらっしゃるような児童を預かる施設につきまして

は、そこまで連絡がいかないというようなことはあるかなというふうに思っております。

以上です。

○石井市長 現状はわかりました。

ここまでのところで教育長からいかがでしょう。

○重松教育長 7月の長雨のときには7月5、6日は全校休校というように基準がはっきりしているので、それは連絡せずに行けますけど、先ほど言ったように地震のときにどうするかということになりますし、それから9月の台風のときにもあらかじめ前の日に全部列車だとかが止まるというように出てきたらこっちも判断できますので、それで連絡をすると、要するに全部休校にするというのができますけど、それ以外にさっきの地震のときにどうするかという問題が一番大きいのかなと。その時間帯にもよりますし、今回の場合は8時前後でしたので、多分保護者も働いている人は全部出ていますから、今度は迎えに来てくれといたら親のほうも列車の中に閉じ込められたままで連絡は来るけどにっちもさっちもいきませんよという形になる。それから先ほど言ったように、警報がはっきりしている場合は報告のほうも簡単にできますので、そのままそれはいろんなところへまとめて報道に出すこともできますけど、そういう地震の場合にそれぞれのところに連絡をとらなきゃいけないので、そうしたら61校に全部連絡をとって、また幼稚園まで入れてとすると、そのやりとりがとても大変になって、結局どこが休校で、どこが休校でないのか集約ができないということになりますので、そこまでに午前中ほとんどの時間をとってしまうので、最終的にうちのホームページに載せるとかができればいいんでしょうけど、それがなかなかできない。ですから先ほど言ったように、保護者のほうへメールでいけるところはいいんですけど、いけてないところにどう連絡をするかとなったときに、電話の問題もあるし、いろいろあつてつながりができないということになってくるので、この問題が一番大きいかなと、そこをどうするかというのを今後考えていかなきゃいけない。

先ほどの岩本さんが言われたみたいに、その学校としてメールをどうするのかとなったら、これまた相当な予算がかかりますので、個人情報という意味では、今までは個々に電話という形にしていたけど、このメールを使い一遍でいく利点はあるけども、じゃあ個々の連絡はどうするかという問題もあるし、携帯を持っている人、持っていない人の問題が出てきますので、ですからそれがいろいろ、ほかのことも発生してくるので、連絡がなかなかつきにくいというのがあります。

○石井市長　　そういう意味では教育長のほうも災害時の情報発信というようなことへの課題ということで。そういう意味では危機管理局長のほうから、災害時の情報発信ということですから、教育、学校と市長部局といっても、市民からしてみると同じように見えるときもありますので、あわせてこの場合の情報発信、全体の意味でいろいろ課題というのは共通認識でありますので、考えていきたいと思いますということですが、もし何かあれば。

○丸岡防災危機管理局長　　そうですね、学校さんも非常に苦慮されておられるというのが、今日よくわかりました。我々も情報は持っているんですけども、どうやって市民の方にお伝えするのかという方法がなかなか確立されない。防災ネットメールなんかも取り組むんですけど、利用者も限られるというようなところとか、いろいろございますので、これは同じような悩みを抱えておられるなというのがよくわかりました。

○石井市長　　ありがとうございました。

それでは両副市長から。

○北田副市長　　若干、感想めいた話になるかもしれませんが、先ほど教育長が言われた御発言が非常にそのとおりだなという感じがして、例えば今回のこの表を見ましても、7月の5日、6日の長雨、それから先ほどちょっと表にしていなかったということで御説明がありましたけど9月4日ですか、全校休校されているということで、一定全部休めるときというのは比較的わかりやすい、予測が付きやすい、前提

がそろっているということなので。逆に言うと、そういう前提がそろっていないときに、無理して全部合わせる必要は多分ないだろうなというのを逆で言えると思います。もう一つ言うと、今回の長雨、それから21号も物すごい全市的な被害が広がったというよりは、ある意味よそでは被害が大きかったんですけども、うちは比較的少なかったということもあって、そういう台風なり地震が起こった後の被害の状況がどうなっているかということも、その次の休校を判断する上で物すごく大きな要素になるんだと思います。例えば道路が不通になってしまっただけでこられないような状況になっているような被害の大きさが出れば、おのずと休校にせざるを得ないということもあります。あるいは学校そのものの施設に物すごい被害があったということになれば、これは警報がどうかという問題よりは、もうたちまち休校にならざるを得ないということで、ある意味予測しやすい前提に、例えば休校を全校一斉は可能であるけれども、そうでないときは必ずばらつきが生じるという前提に立って物事を進めていくというのが必要なんじゃないかなというふうに、お話を聞いてよくわかりました。

それともう一つは、情報のつけ方という意味でいいますと、単に休校します、開けますという情報以外に、先ほど岩本委員のほうから言われていましたけど、ちゃんと点検して大丈夫だから来てくださいみたいな情報の発信の仕方みたいなのがもしかしたらすごい大事なことなのかなという気がいたしまして、単に休校します、開校しますということだけで言われたときに、本当に大丈夫かしらみたいに不安になるところが多分あると思います。あるいは休校するときは、ここがこうなっているから休校しますみたいな情報があれば多分PTAの方も物すごく安心してその情報を受け取っていただけるというように思いますので、情報の出し方のときにも何かプラスアルファの情報で、安心していただける、納得いただける情報のあり方というのが多分あるんじゃないかと思いますので、それは今後の研究の課題だなと私は思いました。

以上です。

○石井市長 ありがとうございます。

○掛田副市長　　基本的には学校施設を休校するかどうかというのは別に今回に限ったことじゃなくて、いつまでも続くと、災害、台風が来たり、そういうふうにしたときにどうするかというのは学校長の判断となるというふうに僕は考えておりますが、そのとおりでいいんですかね。

○重松教育長　　場合によっては、この被害の場合はある一定基準を決めていますので、それによって学校長の判断ですけど、例えばインフルエンザなんかのときは学校長の判断ではありませんので、あれは市長の判断でないと全校休校にはできません。それは県であれば県知事の判断ということになります。そういう判断を誰がするかというのはそれぞれにちょっと違うので、そこはちょっと把握しておかないといけないなと思います。

○掛田副市長　　この風水害とか、こういう部分については学校長の判断。これは基本的には僕はそれしかないと思うので、その判断をするのにきっちり判断できる情報というか、その辺が大事だろうなというふうに思っている中で、学校のおかれた状況を見て、そして判断をするということですから、その辺は学校長の責任というのは大変大きいなというふうに思います。それで全校休校というのは、これは列車が動かないとか、あるいは事前にこういう状況で警報がでていているという、この場合の判断は非常に楽なんでしょうけど、各学校の状況によって違う場合における休校というのは、まさにそういうことになるんだという、これは逆にP T Aさんも含めてそういう認識をしていただかなければいけないのかなと思います。その中でいかに判断する上においての、なるほどなという納得した情報が要るかもしれませんが、緊急のときにそこまでできるのかというのは僕も疑問に感じます。

以上です。

○山本教育次長　　この表を見ていただいたらわかるんですけど、これだけ休校があると、授業日数の確保というのがすごい大変なんです。これは職員の方、学校現場が疲弊する一番の要因なので、これを確保するために、それこそ夏休みを短縮してやる

のか、予算はかかるんですけど、こういうのをちょっと考えていかななくてはいけないんだというのは来年度の課題だというふうに思っていますので。

○石井市長　なるほど。今年はどうするんですか。

○山本教育次長　これについては、何とかやりくりをしているという話は聞いています。

○事務局　既に1学期に午前中で終わる日を午後から授業を実施したり、あるいは7月23日に授業を実施したり、8月の終わりに授業を実施したりということで、各校できめ細やかに授業時数をカウントしながら見通しを立てて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○石井市長　ありがとうございます。

○山本教育次長　それでもちょっと対応できない状況がでてくるというふうに、我々想定はしていますので、これはちょっと対応していかないといけないなと考えています。

○石井市長　ありがとうございました。大和次長。

○大和教育次長　ありがとうございました。先ほども申しましたように、学校は本当にその場所においてリアリティのある判断をこれからしっかりしていかなければいけないと思っています。

教育長からも話題提供がございましたように、今回、本当に9月3日の段階で9月4日の全校休校を決めたというのはかつてなかったことなんです。これは気象の予報が非常に精度が高いということと、それから防災のほうからもどんどん情報がもらえるし、それから交通機関とか町の商店等の企業も含めた早い対応がどんどんされるようになってきているので、それで学校も合わせるができるようになってきたというふうに思っています。ですからそのような世の中の状況に合わせた判断が今後できるだろうということと、それともう一つは、この一覧になった表をごらんいただきました

いんですけれど、小学校で6月の地震のときに休校したのは、一定の地域で校長同士が連絡をとり合って判断していますので、この地域はこのようにやろうというふうにお互い混乱がないようにしているというところは今後も大事にしていきたいなというふうに思っています。加えて言うならば、中学校は同じ地震の日に全校授業をしております。ですから弟、妹は早く帰るけれど、お兄ちゃん、お姉ちゃんは一日授業を受けたら帰るといふ、この辺は大きい子の対応ということでお互いに情報を交換して納得した上で判断しているということも今後も大事にしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○石井市長　それではそろそろ。どうぞ、岩本さん。

○岩本委員　6月の地震のときに、中学校は全校給食までやって、多分部活もやったというふうに聞いていますけれども、子供の気持ち、僕たち大丈夫だろうかとか、そういう不安がなかったのかとか、例えば親御さんはいつになったら子供は帰ってくるんだらうとか、小学校は休みになったのにとか、そういう混乱はなかったんですか。

○大和教育次長　先ほど部長も申しましたように、まず校舎が大丈夫かとか、それからその日給食が実施できるかとかいうあたりの確認をして、そして子供たちにも説明をして進めております。まず地震が起こった直後は、中学校ですからかなりの生徒が学校に集まっておりまして、まずは一時避難ということで、その地震等がおさまるまで子供たちが不安がらないような対応をして、その後の判断をしておりますので、そのような大きな混乱はなかったというふうに把握しています。

○石井市長　ありがとうございます。政策局長、こども支援局長にも最後に何か、なければあれですけど、あればどうぞ。

○田村政策局長　このアンケートを見させていただいて、ちょっと気にし過ぎなのかもしれないですけども、小学校ってメール配信システムが全てで、ミマモルメが

全校なので、ミマモルメがシステムダウンしたらどうするのかなとふと忘れてしまうんですね。そういうことを考えるとやっぱり情報伝達の手段って複数持っておられたほうがいいんじゃないかなというのは思っていて、学校のホームページとかをもっと活用されたらどうかなというふうには思います。これは行政サイドも同じようなことでして、複数確保していかなくてはいけないと思っています。

以上です。

○石井市長 ありがとうございます。

○佐竹こども支援局長 では、感想だけ。本当にどんどん、どんどん難しくなってくるなど。やはりいろんな災害、今年だけでもこれだけ起こりまして、新たな経験もしましたし、その上地震が1回でも起こると最近は気象庁は1週間ぐらい同程度の地震が起こる可能性があるというようなことを言うようになってきていますので、本当に安全を優先するんであれば身動きが取れないみたいなことになってきて、ただそれを軽視するわけにはいかないの、その中でどういう判断をしていくのかというのが本当に難しいんだなということなので、そうなる本当にやっぱり一律ではなく、個々の判断能力を上げていくというのがやっぱり大事になってくるのかなというふうには感想としては思っています。

以上です。

○石井市長 ありがとうございました。

それでは時間もいい感じのところになってきましたが、どうしてもこれだけはというのがあれば。

○側垣委員 もう一言だけですが、例えば小学校とかが休校になりますよね、そうすると保育園は福祉施設だから開けるんですが、お母さん、お父さんは仕事に行ってるんです。そうすると子供だけで留守番しなければいけないということが非常に多いわけですね。それだけその働く人たちが多く、両親とも働いて保育園に預ける人たちが増えている状況の中で、子供だけで留守番をさせるということが、学校は休みにな

るけれども、家庭では一人で残っているという、そのあたりはどう考えるかということですね。じゃあ保育園に行きなさいというわけにはいかないの、そのあたりは保護者の方も非常に悩みがあるし、判断を迷うというふうなことを言われています。だから保育園も休みやと言ってくれたほうが休みやすい。

○佐竹こども支援局長　その辺は本当に、まさに働き方改革みたいなのが、やっぱり何でも根本になってくるんですね。こんなことになってまで休まれへんのかという、そういう社会がどうなんだというところになってくるのかなと。

○側垣委員　そういう意見が結構多かったので、子供だけで留守番させるのが非常に不安だというのが。

○石井市長　ありがとうございました。

大変多岐にわたる中ではありましたけれども、大方御意見を出していただいたと思いますので、議題についてまとめ・整理・確認のほうに移っていきたいと思います。

本当に多岐にわたりありがとうございました。そして重ねて教育委員会のほうには平素に加えて本日はありがとうございました。

1点目の防災マニュアルについては、もちろんマニュアル至上主義になってはいけないのは言うまでもありませんが、ただやはり新しい気づきの点、また北田副市長からもありましたけれども、防災に対する考え方というのはどんどん日々回っております。そういう中でぜひこのさまざまなマニュアルの作成等々に関しても、今日までも含めて、これからぜひ市長部局のほうともいろいろ協力をさせていただきながら、そしてさまざまな想定についていろいろ考えていく、よりブラッシュアップしていくというような形で検討をお願いできればと思います。

それから2点目の学校の災害対応について、これもひとえに情報発信のあり方という意味で、一言でいうと情報発信をどう改善していくかということが一番大きかったのかなというふうに思いました。そういう意味では、中学校だけということだけでなく、地域全体の小・中・高というようなことでの情報共有というのができておると

ころが多いということであるかもしれませんが、さまざまな意味での情報発信という
意味を、リスクコミュニケーションは大きな点ですので、これもまた市長部局、教育
委員会と協力しながら、市民の安心のために前進させていければと思っております。

大きくこの一つ一つについて以上のようにまとめさせていただければと思います。

いずれにいたしましても、これはとにかく子供の安全と、そして市民の安全を前進
させるということでもありますので、重ねて御苦勞をおかけしますが、引き続きよろし
くお願いいたします。

これで本日予定しておりました議事は終了いたしました。

次回の会議の日程については、調整させていただいた結果、12月20日木曜日で
御予定いただいております。よろしくお願いいたします。

それから議題等については、調整をしているところでありますが、委員の皆様方か
ら提起をしたいということがあれば、この場でも、もしくはまた改めての機会でもい
ただければと思います。また改めてということで。いずれにせよ次の日程は12月2
0日ということで調整をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

それでは最後に重松教育長から御挨拶をお願いします。

○重松教育長 本日はありがとうございました。本当に危機管理というのは大変だ
なということ、また教育委員会でやってもいろんなことが抜けてるんだなという
のを切に感じましたので、また教育委員会としてもきちんとした対応ができるように、
細かい面もチェックしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○石井市長 ありがとうございます。

それではこれもちまして、本日の総合教育会議を閉会いたします。ありがとうご
ざいました。

閉会 17時13分